

## 熊本大学における学生広報スタッフの取扱いについて

〔 令和2年3月24日 〕  
広報担当理事裁定

熊本大学(以下「本学」という。)における学生広報スタッフについては、次のとおり取り扱うものとする。

### 1 学生広報スタッフの定義

本学の教育・研究活動、学生の活動その他魅力を学内外に発信する広報活動にボランティアとして参加する学生(本学に在籍する正規学生に限る。以下同じ。)を学生広報スタッフとする。

### 2 学生広報スタッフへの申込み

学生広報スタッフを志望する学生は、別記様式により広報担当理事に申し込むものとする。

### 3 選考等

広報担当理事は、広報企画・実施委員会(以下「委員会」という。)が選考した者のうちから学生広報スタッフを決定し、委嘱する。

### 4 委嘱期間及び業務

学生広報スタッフの委嘱期間及び業務は、委員会の議を経て、広報担当理事が決定する。

### 5 報酬

学生広報スタッフに対する報酬は支給しない。

### 6 証明書の交付

学生広報スタッフが、委嘱期間、業務等についての証明を願い出たときは、広報担当理事は証明書を交付する。

### 7 遵守事項

学生広報スタッフは、委嘱を受けた業務の実施に当たっては、本学職員の指示に従わなければならない。

### 8 実施

この取扱いは、令和2年4月1日から実施する。